

要配慮者利用施設管理者 様

鳥取県危機管理局危機管理政策課長

(公印省略)

平成29年度要配慮者利用施設管理者説明会の開催について(依頼)

日頃は、当県の防災施策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年9月の関東・東北豪雨災害における鬼怒川堤防決壊など、近年浸水害・土砂災害等発生しており、特に昨年の台風10号での岩手県の浸水害では、要配慮者利用施設の入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど痛ましい被害が発生しております。

今後、出水期を迎えるに当たり、改めて避難行動に移るために必要な取組み及び留意点等について説明会を開催します。

また、水防法に基づく浸水想定区域内、及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設にあつては、今後避難確保計画を作成する必要があるため、本説明会において作成要領等を説明することとしています。

ついては、参加者について別紙により平成29年5月19日(金)までに下記担当者へ報告をお願いします。

記

1 日時及び会場

【東部地区】日時：平成29年5月24日(水)午後1時から午後3時まで

場所：県庁講堂(鳥取市東町一丁目)(定員300人)

【中部地区】日時：平成29年5月30日(火)午前10時から正午まで

場所：中部総合事務所講堂(倉吉市東巖城町)(定員120人)

【西部地区】日時：平成29年5月29日(月)午後1時から午後3時まで

場所：西部総合事務所講堂(米子市糺町)(定員165人)

※各会場の定員は記載のとおりです。各法人あるいは各施設管理者1名程度の出席をお願いします。

2 説明対象者

- ・要配慮者利用施設管理者・防災担当者(学校、社会福祉施設、病院・診療所)
- ・市町村防災担当者 等

3 説明会内容

- ・気象情報、防災情報の入手方法、洪水浸水想定区域図やハザードマップの見方、避難情報の意味、災害時の利用者等の適切な避難について
- ・各施設における、避難確保計画の策定・改訂及び訓練の実施促進について
- ・水防団(消防団)や地域住民との連携等、風水害対策の促進について

4 講師

- 国土交通省中国地方整備局
- 気象庁鳥取地方気象台
- 鳥取県危機管理局、県土整備部

5 出席者提出先及びお問い合わせ先

下記へご回答ください。

(担当) 鳥取県河川課 山本、前田、森田

メールアドレス : moritan@pref.tottori.lg.jp

電話 : 0857-26-7386

ファクシミリ : 0857-26-8132

(担当)

危機管理政策課 木山

電話 0857-26-7584

河川課 山本、前田、森田

電話 0857-26-7386

治山砂防課 横河

電話 0857-26-7819